

川崎港千鳥町再整備計画検討会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 川崎港千鳥町再整備の基本的な考え方(平成 18 年 11 月 14 日開催 平成 18 年度第 10 回政策調整会議報告事項)に基づき、土地・施設の規模・配置・機能、循環資源貨物の取扱い、及び各施設に対する事業手法等を盛り込んだ施設配置計画を策定し、同計画に基づく再整備を推進するため、川崎港千鳥町再整備計画検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討会の所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項の審議を行う。

- (1) 土地・施設に関すること。
- (2) 循環資源に関すること。
- (3) 財源・事業手法に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

(検討会の組織)

第 3 条 検討会は、別表第 1 に掲げる職にあるものをもって組織する。

2 検討会に会長、副会長を置き、会長は港湾経営部経営企画課長、副会長は港湾経営部整備計画課長をもって充てる。

(検討会の運営)

第 4 条 会長は、検討会を招集し総理する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 検討会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 検討会の議事は、会長が進行し、出席会員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、検討結果を港湾局長に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの組織)

第 6 条 検討会は、第 2 条に規定する事項に関し必要な検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、座長は港湾経営部経営企画課担当主幹をもって充てる。

(ワーキンググループの運営)

第 7 条 座長は、ワーキンググループを招集し総理する。

- 2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名するワーキンググループメンバー(以下「メンバー」という。)が、その職務を代理する。
- 3 ワーキンググループは、メンバーの過半数の出席をもって成立する。
- 4 ワーキンググループの議事は、座長が進行し、出席メンバーの過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 座長は、第 2 条に規定する事項に関し、専門的な検討が必要な場合は、メンバーの一部を召集

し、検討させることができる。

6 座長は、検討結果を検討会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 座長は、必要があると認めたときは、メンバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 検討会及びワーキンググループの庶務は、港湾経営部経営企画総合計画班において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮り定める。

2 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

港湾局港湾経営部経営企画課長
港湾局港湾振興部庶務課長
港湾局港湾振興部誘致振興課長
港湾局港湾経営部整備計画課長
港湾局川崎港管理センター港湾管理課長
港湾局川崎港管理センター港営課長
港湾局川崎港管理センター整備課長
港湾局川崎港管理センター維持課長

別表第2（第6条関係）

港湾局港湾経営部経営企画課担当主幹
港湾局港湾経営部経営企画課総合計画担当主査
港湾局港湾経営部経営企画課経営企画・制度担当主査
港湾局港湾振興部庶務課担当係長
港湾局港湾振興部誘致振興課担当主査
港湾局港湾経営部整備計画課担当主査
港湾局川崎港管理センター港湾管理課担当主査
港湾局川崎港管理センター港営課担当主査
港湾局川崎港管理センター整備課担当主査
港湾局川崎港管理センター維持課担当主査